

簡易宿所営業のてびき



(区ホームページ)

葛飾区保健所
生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内
電話 03(3602)1242
ファックス 03(3602)1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定者の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。



令和7年12月17日～令和8年3月31日まで

旅館業法の許可が必要な施設とは・・・

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の4項目のいずれかに該当する場合です。

会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても旅館業法に基づく許可が必要となる場合がありますので、保健所にご相談ください。

- 1 宿泊料を受けていること（法第2条）
※ 「宿泊料」という名目を問わず、寝具や部屋の使用料、電気・水道等の維持費をいいます。例えば、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費も宿泊料とみなします。
- 2 寝具を使用して施設を利用すること（法第2条）
※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
- 3 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること
- 4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

旅館業の種類

- **旅館・ホテル営業**・・・簡易宿所営業、下宿営業及び住宅宿泊事業(民泊)以外の宿泊施設です。
(法第2条第2項)
- **簡易宿所営業**・・・**客室を多数人で共用する宿泊施設です。**
(法第2条第3項) **(カプセルホテル、キャンプ場のバンガローなど)**
- **下宿営業**・・・一月以上の期間を単位とする宿泊施設です。
(法第2条第4項)



許可申請編



～目次～

旅館業許可までの手続き 許一 1

許可申請に必要な書類 許一 2

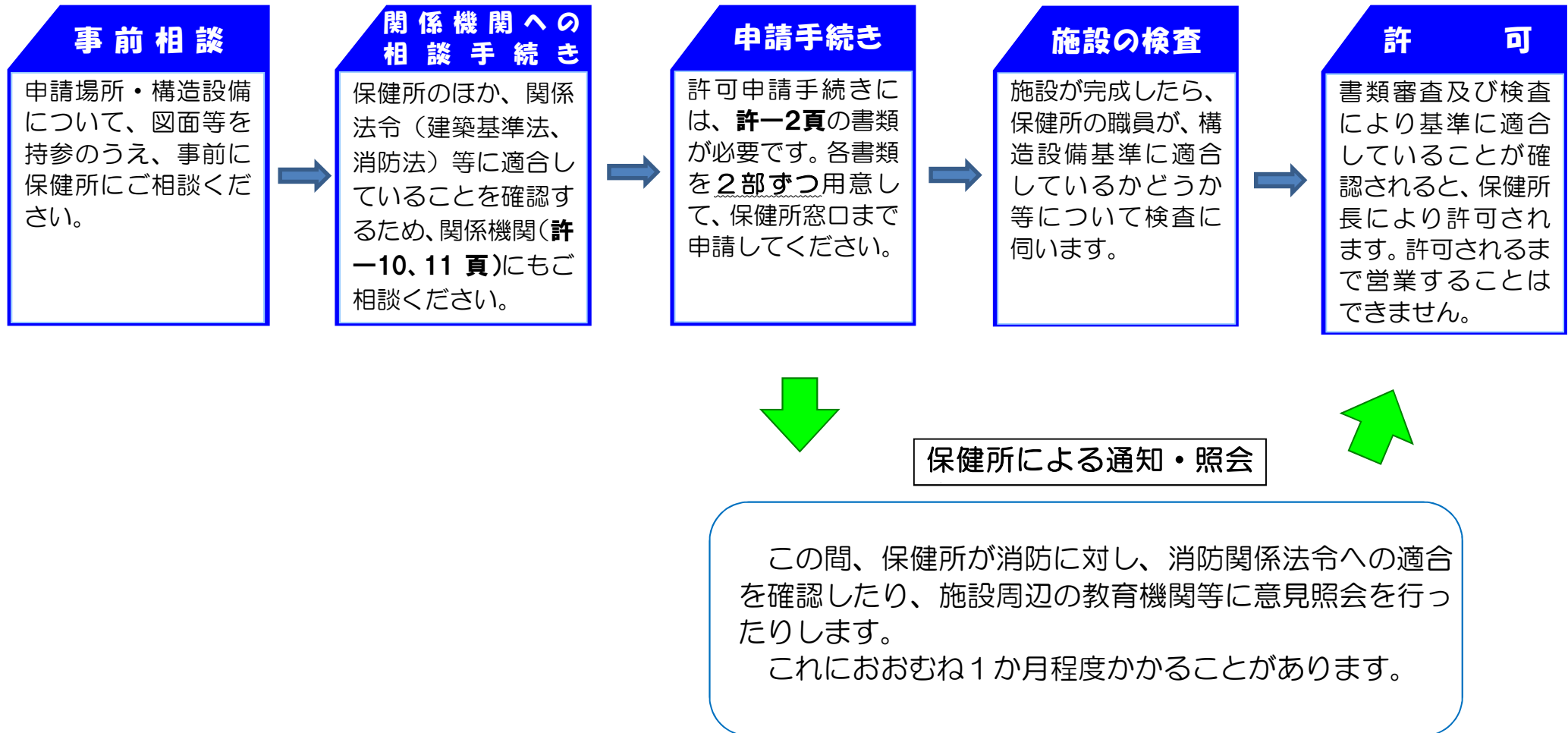
構造設備基準について..... 許一 3～5

主な注意点

- ・客室の構造部分の床面積の考え方について……許一6
- ・客室の有効面積の考え方について……………許一7
- ・共同洗面所の給水栓数について……………許一8
- ・共同便所の便器数について……………許一9

関係機関一覧 ……………許一10～11

旅館業許可までの手続き



許可申請には、以下の書類が必要です

【許可申請時に必要な書類等】

正副 2 部

- 旅館業営業許可申請書
- 構造及び設備の概要
- 申告書（法第3条第2項に該当することの有無）

※該当する際はその内容を記載する。

- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、
学校等が記載されたもの）

- 建物配置図、各階平面図、正面図、側面図
- 配管図（客室等にガス設備を設ける場合）

【法人の場合】

- 定款又は寄附行為の写し
- 登記事項証明書（6 か月以内に発行されたもの）

- 申請手数料
簡易宿所営業 11,000 円

構造設備基準について

1 客室

- 客室の合計延べ床面積は、3.3 (収容定員が 10 人未満の場合は 3.3 に収容定員を乗じて得た数) m^2 以上であること。【令 1-2-(1)】
- 1 客室の構造部分の合計床面積は、3 m^2 以上であること。【条 9-1-(2)】
※ 構造部分の床面積の考え方については**許-6頁**参照
- 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。【条 9-1-(5)】
- 多数人で共用しない客室とは、定員 1 名の客室をいう。【審査】
- 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が直接かつ十分に得られる構造であること。【条 9-2 準用】
 - 宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分には、窓を設置し、直接に採光を得なければならない。その採光に有効な部分の面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。【指導】

《客室にガス設備を設ける場合》

- ・ 専用の元栓を有すること。【条 9-2 準用】
- ・ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。【条 9-2 準用】

2 定員

- 1 客室の有効面積 1.5 m^2 につき 1 名とすること。【条 5-1-(5)イ】
※ 有効面積の考え方については**許-7頁**参照

6 出入口

- 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。【条 9-1-(1)】
- 履物収納設備は玄関付近に設けること。ただし、宿泊者が使用するロッカー等に収納する場合はこの限りではない【審査】

【 】内、根拠欄の見方

法 : 旅館業法
令 : 旅館業法施行令
省 : 旅館業法施行規則
条 : 葛飾区旅館業法施行条例
規 : 葛飾区旅館業法施行細則
審査 : 旅館業の営業許可申請に係る審査基準
指導 : 葛飾区旅館業法施行条例の運用について
通知 : 国や都の通知による指導

(条 3-2-(1) とは、条例第 3 条第 2 項第 1 号をいいます。)

3 換気

- 適当な換気設備を有すること。【令 1-2-(3)】
開放できる窓又は機械換気設備を設けること。

4 採光・照明

- 適当な採光、照明の設備を有すること。【令 1-2-(3)】
- 客室には、建物外部から直接に自然光を彩光できる窓を設けること。【審査】
- 宿泊者等が安全に施設を利用できる照度を確保すること。

5 防湿・排水

- 適当な防湿及び排水の設備を有すること。【令 1-2-(3)】
- 壁が結露する等、湿気による害が発生しない構造設備であること。
- 排水は、下水道に接続しているものであること。

7 浴室

- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来しないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。【令 1-2-(4)】
- 浴室及びシャワー室は清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。【条 9-2 準用】
- 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。【条 9-2 準用】
- 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、原則として男女別に分け、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。【条 9-2 準用】
- 共同浴室の内部が当該浴室の外から見通せない構造とすること。【規 13 の 2-1】
- 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。【指導】
- 共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を適用するほか、「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」第3条第2項第2号の規定に該当する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。【指導】

《ろ過器などを使用し循環させる場合》

- ・ ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。【条 9-2 準用】
 - ◇ ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【指導】
 - ◇ 集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【指導】
 - ◇ ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【条 9-2 準用、指導】
- ・ 循環させた浴槽水を、打たせ湯等に再利用しない構造であること。【条 9-2 準用】
 - ◇ 循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止する。【指導】
- ・ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 9-2 準用】
- ・ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 9-2 準用】
 - ◇ 循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。【指導】
- ・ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 9-2 準用】
 - ◇ 循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。また、管理者は、取入口の流速について定期的に確認すること。【指導】
- ・ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。【条 9-2 準用】

8 寝具

- ☐ 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。【条9-2準用】
 - 十分な数量の寝具の目安は、1客ごとに取り替えるシーツや枕カバー等は宿泊定員の2倍、それ以外の寝具類は宿泊定員の1.5倍とする。【審査】
- ☐ 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。【条9-2準用】
 - 寝具は、定員数及び寝具の交換を考慮した十分な数量を準備するとともに、寝具の収納場所は、寝具の数量を考慮した十分な広さ及び交換に適する場所に設けること。【指導】
- ☐ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。【令1-2-(2)】
- ☐ 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。【条9-1-(4)】
- ☐ 寝台は、サイズに係らず利用者が1名であること。【審査】

9 洗面設備

- ☐ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。【令1-2-(5)】
- ☐ 共同洗面所は、宿泊者の需要を満たすよう規則で定める数の給水栓を設置すること。【条9-2準用】
 - ※ 共同洗面所の給水栓の考え方については許-8頁参照

10 便所

- ☐ 適当な数の便所を有すること。【令1-2-(6)】
- ☐ 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。【条9-2準用】
- ☐ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。【条9-2準用】
- ☐ 便所を付設していない客室がある場合には、共同便所を設けること。【条8-1-(7)ウ】
- ☐ 共同便所は、原則として男女別に分けること。【条8-1-(7)エ】
- ☐ 規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。【条8-1-(7)オ】
 - ※ 便所の設置に関する考え方は許-9頁参照
- ☐ 便所の内部が当該便所の外から見通せない構造とすること。【規13の4-4】

その他維持管理基準を守るために必要な注意事項

- ☐ 客室が2室以上ある場合は、各客室の入口に、室番号又は室名を表示しておくこと。【条7-1-(1)】
- ☐ 旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、施設の名称・施設等の連絡先を掲げること。【条7-1-(2)】【規12-1】

客室の構造部分の床面積の考え方について

この面積は旅館業の客室として
使用できるかを判断するための
ものになります。

客室の面積に関する基準には、構造部分の合計床面積についての基準と、客室の有効面積についての基準があります。
ここでは、構造部分の合計床面積についての基準の考え方を説明します。

構造部分の合計床面積とは？

葛飾区旅館業法施行細則第13条

条例第8条第2号ア、第9条第1項第2号及び第10条第1項の1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

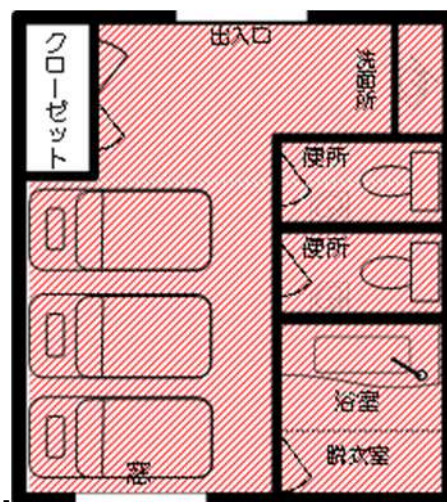
2 条例第9条第1項第3号の客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

営業の種類	構造部分の合計床面積基準	
簡易宿所 営業	1客室の構造部分の合計床面積	3m ² 以上
	客室の構造部分の合計延べ床面積 (収容定員が10人未満の場合)	3.3 × 収容定員m ² 以上
	客室の構造部分の合計延べ床面積 (収容定員が10人以上の場合)	33m ² 以上

【構造部分の床面積の算定方法】

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、内りで算定します。

右図の例では、塗りつぶしの部分(A+B)が構造部分の床面積の算定範囲になり、通常は立入らないクローゼット等の収納部分を除いています。例にはありませんが、床の間等の通常は立入らない部分についても算定から除外します。



(定員3名の場合)

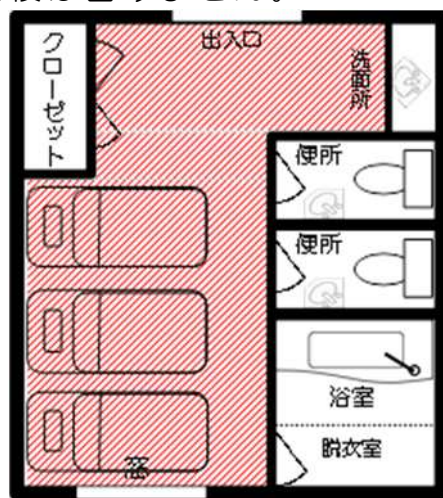
建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！

構造部分の床面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまう。

客室の有効面積の考え方について

この面積は客室の宿泊定員数を判断するためのものになります。

客室の面積については、「1 客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。(葛飾区旅館業法施行細則 第9条)」と規定されています。面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、内の子で算定します。また、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分ですので浴室や便所等の面積は含みません。



(定員 3 名の場合)

※ 塗りつぶし部分：客室有効面積の算定範囲

【有効面積の算定方法】

左図の例では、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分は、斜線の範囲になります。通常、人が立入らないクローゼット等の壁に造り付けの家具部分も除きます。

また、浴室や便所等についても寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分に含みません。

簡易宿所営業の場合

1 人当たりの客室有効面積は、 1.5m^2 以上必要です。

(最低客室有効面積 $\geq 1.5\text{m}^2 \times \text{定員}$)

建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！

客室有効面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまう。

共同洗面所の給水栓数について

共同洗面所の給水栓の数に関しては、葛飾区では旅館業法施行細則第 13 条の 4 で必要数を定めています。

合計宿泊定員数	共同洗面所の給水栓の数
5 人まで	1 以上
6～30 人	5 人を超えて 5 人ごと（5 人に満たない端数は、5 人とする）につき、1 を 1 に加算した数
31 人以上	30 人を超えて 10 人ごと（10 人に満たない端数は、10 人とする）につき、1 を 6 に加算した数

共同洗面所が脱衣室等の常時使用できない場所にしかない場合は、数として算定できない可能性がありますので、ご注意ください。

共同便所の便器数について



便所用の手洗い
設備を忘れずに！

共同便所の数に関しては、葛飾区では旅館業法施行細則第 13 条の 3 で必要数を定めています。

合計宿泊定員数	大便器の数等
10 人以下	大便器 2 以上
11～30 人	○利用者 10 人を超えて、5 人(5 人に満たない端数は、5 人とする。)を増すごとに 1 に 2 を加算する数 ○男子用便所の小便器は、大便器と同数まで便器の総数に算入とすることができる。
31 人～300 人	○利用者 30 人を超えて、10 人(10 人に満たない端数は、10 人とする。)を増すごとに 1 に 6 を加算する数 ○男子用便所の小便器は、大便器 1 に対し小便器 2 の数まで便器の総数に算入とすることができる。
301 人以上	○300 人を超えて、20 人(20 人に満たない端数は、20 人とする。)を増すごとに 1 に 33 を加算する数 ○男子用便所の小便器は、大便器 1 に対し小便器 2 の数まで便器の総数に算入とすることができる。

原則として男女別に設け、その比率は施設の利用形態を考慮して設置してください。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について

建築基準法等

	担当機関	連絡先
延べ床面積が1万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎3階）	☎03-5388-3372
延べ床面積が1万㎡までの建築物	葛飾区都市整備部 建築課（葛飾区役所3階）	☎03-5654-8557
民間の建築確認検査機関		

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法等

管轄区域	担当機関	連絡先
四つ木1～5丁目、東四つ木1～4丁目、宝町1・2丁目、東立石1～4丁目、立石1～8丁目、青戸1～8丁目、白鳥1・2・4丁目、お花茶屋1～3丁目、奥戸1～9丁目、小菅1～4丁目、堀切1～8丁目、東堀切1～3丁目、西亀有1・2丁目、新小岩1～4丁目、東新小岩1～8丁目、西新小岩1～5丁目、鎌倉1～4丁目、細田1～5丁目、高砂1～5丁目	本田消防署 (東立石3-12-7)	☎03-3694-0119
白鳥3丁目、高砂6～8丁目、西亀有3・4丁目、亀有1～5丁目、柴又1～7丁目、金町1～6丁目、東金町1～8丁目、新宿1～6丁目、金町浄水場、水元1～5丁目、東水元1～6丁目、南水元1～4丁目、西水元1～6丁目、水元公園	金町消防署 (金町4-15-20)	☎03-3607-0119

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

建築物衛生法、水道法

延べ床面積が 3,000 ㎡以上の場合（特定建築物）
貯水槽・井戸等を設けて給水する場合 等
※事前にご相談ください。

保健所 生活衛生課 環境衛生担当係 ☎03-3602-1242

食事の提供について

食事を提供する場合

保健所 生活衛生課 食品衛生担当係 ☎03-3602-1242

排水・下水などについて

下水道法・水質汚濁防止法

	担当機関	連絡先
上水道について	東京都水道局お客様センター	☎03-5326-1101 (東京 23 区)
排水を公共下水道に放流する場合	東京都下水道局東部第二下水道事務所 (小菅 1-2-1)	☎03-5680-1268
排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談、届出等)	葛飾区環境課公害対策相談係 (葛飾区役所 4 階)	☎03-5654-8236

風俗営業に関連する場合について

風営法等

管轄区域	担当機関	連絡先
柴又 1～7 丁目、金町浄水場、金町 1～6 丁目、東金町 1～8 丁目、東水元 1～6 丁目、西水元 1～6 丁目、水元公園、南水元 1～4 丁目、水元 1～5 丁目、新宿 1～6 丁目、高砂 6～8 丁目、青戸 2 丁目 (1～3・7 番を除く)、同 3 丁目 (1～19 番)、同 4～8 丁目、堀切 5～8 丁目、小菅 1～4 丁目、東堀切 1～3 丁目、お花茶屋 1～3 丁目、西亀有 1～4 丁目、亀有 1～5 丁目、白鳥 1～4 丁目	亀有警察署 (新宿 4-22-19)	☎03-3607-0110
堀切 1～4 丁目、四つ木 1～5 丁目、東四つ木 1～4 丁目、東立石 1～4 丁目、立石 1～8 丁目、青戸 1 丁目、同 2 丁目 (1～3・7 番)、同 3 丁目 (1～19 番を除く)、宝町 1・2 丁目、高砂 1～5 丁目、鎌倉 1～4 丁目、細田 1～5 丁目、奥戸 1～9 丁目、東新小岩 1～8 丁目、西新小岩 1～5 丁目、新小岩 1～4 丁目	葛飾警察署 (立石 2-7-9)	☎03-3695-0110



維持管理編



～目次～

維持管理について	管－1～4
各種申請・届出手続きについて	管－5

維持管理について

管理・帳簿類

◇ 宿泊者名簿を備えること【法 6-1】・・・★

・記載する項目は、

氏名

住所

連絡先

年齢

前泊地

行先地

到着日時

出発日時

室名

※ 日本国内に住所を有しない外国人であるときは、
その国籍及び旅券番号【省 4 の 2-3-(1)】

です。【法 6-1、規 7-1-(1)～(6)】

◇ 営業施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

【条 5-1-(11)】・・・★

◇ 営業者は、事故等が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整備すること。【条 5-1-(12)】

◇ 旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、施設の名称、施設等の連絡先を掲げること。【条 7-1-(2)、規 12-1】

【 】内、根拠欄の見方

法 : 旅館業法

令 : 旅館業法施行令

省 : 旅館業法施行規則

条 : 葛飾区旅館業法施行条例

規 : 葛飾区旅館業法施行細則

指導 : 葛飾区旅館業法施行条例の運用について

通知 : 国や都の通知による指導

(条 3-2-(1) とは、条例第 3 条第 2 項第 1 号をいいます。)

★ 宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染症患者が宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。【国通知】

なお、パスポート番号等の記入については、テロ対策の一環として平成 17 年 4 月 1 日より施行されました。

★ 管理者の要件・責務

管理者の資格は特にありませんが、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検票を作成し、従業者に対する衛生等の教育に努める責任があります。

宿泊を拒むことはできません

営業者は次の場合以外は宿泊を拒むことはできません※。

- ・ 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき【法 5-1-(1)】
- ・ 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき【法 5-1-(2)】
- ・ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき【法 5-1-(3)】
- ・ 宿泊施設に余裕がないとき【法 5-1-(4)】
- ・ 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき【条 6-1-(1)】
- ・ 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき【条 6-1-(2)】

※ただし、会員制宿泊施設などで宿泊者を会員等に限定する場合はこの限りではありません。

◆ 客三

- ◇ 客室にガス設備を設ける場合の措置
- ・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと【条5-1-(6)ア】
 - ・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと【条5-1-(6)イ】
- ◇ 客室が2室以上ある場合は、各客室の入口に、室番号又は室名を表示しておくこと。【条7-1-(1)】

寝具など貸与品

- ◇ 寝具類の措置
- ・布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること【条5-1-(4)ア】
 - ・シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること【条5-1-(4)イ】
 - ・布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。【条5-1-(4)ウ】
- ◇ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条5-1-(9)】
- 客室に備えるくし、コップ等は、宿泊者ごとに交換し、再使用する場合は適切な方法で洗浄、消毒すること。脱衣室などの共用部分に貸与品を備える場合は、1客ごとに洗浄、消毒したものを使用できるような措置を講ずること。【指導】
- なお、便所、洗面所等に共用の手ぬぐいを置かないこと【指導】

飲用水等

- ◇ 浴室・シャワー室・洗面所・便所の手洗い設備への清浄な湯水の供給その他
飲用水等の衛生確保については関連法令及び要綱等に従って管理すること。
【条5-1-(7)ア、(8)、指導】
- 原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります。
建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に
従って管理してください。
種別や管理方法については保健所にお問合せください。

貯湯槽

- ◇ 湯をタンクに貯める場合の維持管理について【条5-1-(7)エ】
- ・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【条5-1-(7)エ(ア)】
 - 土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認すること【指導】
 - ・貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うこと【条5-1-(7)エ(ア)、規10-1】
 - ・貯湯槽内の湯を60℃以上に保つこと【条5-1-(7)エ(イ)、規10-2】
 - ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと
 - 遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上に保つこと【指導】
- ◇ 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条5-1-(7)カ】

便所・洗面所

- ◇ 洗面所及び便所の手洗い設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること【条5-1-(8)】
- ◇ 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条5-1-(10)】

浴室1

- ◇ 浴槽は、1 日 1 回以上換水して浴槽を清掃すること【条 5-1-(7)イ】
ただし、以下の5つの条件をすべて満たしている場合は、1 週間に 1 回以上の換水でもよい。
- | | |
|--|----------------------|
| ① 白湯のみ使用している | ② 浴槽内に気泡等を発生させる装置がない |
| ③ ろ過器を使用して、浴槽水を循環させている | ④ 浴槽が屋外に設置されていない |
| ⑤ 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められる【規 9 の 2-1】 | |

浴室2

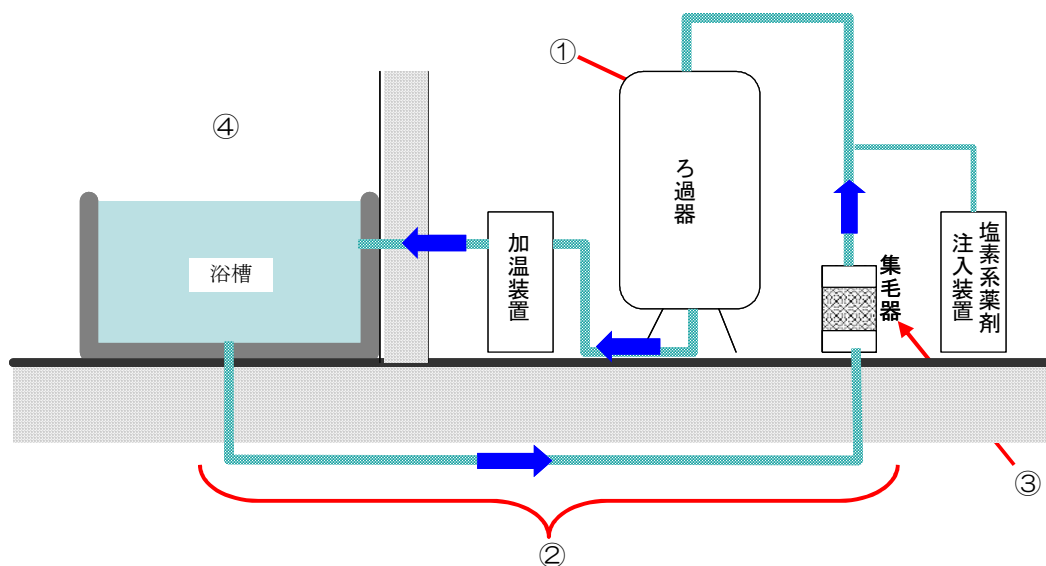
◇ 湯栓及び水栓並びにシャワーには、清浄な湯水を十分に供給すること【条5-1-(7)ア】

◇ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと【条5-1-(7)ウ】

◇ 浴槽水を循環させる場合の管理【条5-1-(7)オ(ア)～(オ)、規11-1～5、指導】

①ろ過器	逆洗浄等及び内部の消毒を1週間に1回以上行う。
②循環配管	配管内部の消毒は1週間に1回以上行う。 →消毒方法の例：高濃度塩素剤（遊離残留塩素濃度 2.0mg/L 以上）や 60℃以上の高温水、過酸化水素水などによる方法があります。
③集毛器（ヘアーキャッチャー）	毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 また、塩素系薬剤等で消毒することが望ましい。
④浴槽水の消毒	塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上に保つ。 このとき、1.0mg/L を超えないことが望ましい。 これにより難しい場合はその他の消毒方法の併用や、モノクロラミンによる消毒も認められる。
⑤水質検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査（基準：検出されないこと）を1年に1回以上行いレジオネラ属菌が検出されないことを確認する。 →循環系統が複数ある場合は、系統ごとに検査してください。
⑥記録	清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条5-1-(7)カ】

図：循環式浴槽の例（番号は上記の管理方法に対応）



浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

レジオネラ属菌

水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。

レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、重症になると死亡することもあります。

保健所では、水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合や、レジオネラ症患者が発生した場合は、営業の自粛や停止を求めることがあります。

日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用させる場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので保健所に相談してください。

施設全般について

- ◇ 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと【令3-1-(1)】
- ◇ 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと【令3-1-(2)】
- ◇ 施設の換気について【条5-1-(1)ア、イ】
 - ・ 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること
 - ・ 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること
- ◇ 採光及び照明について【条5-1-(2)ア、イ】
 - ・ 定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること
 - ・ 照明設備については、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと
- ◇ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと【条5-1-(3)】

身体障害者補助犬



身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。
不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。
旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。

保健所の立入検査

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、変更事項の有無などについてチェックを行います。
良好な衛生管理はお客様に提供できるサービスのひとつでもあります。
お客様が気持ちよく利用できるよう、このたびきを参考に管理してください。

各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

◆ 新規営業許可申請

- 簡易宿所の新設
- 施設の移設
- 施設の大規模増改築
- 営業種別の変更（旅館営業→簡易宿所営業 など）

必要書類

*「許可申請時に必要な書類（許-2頁）」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談をしてください。

◆ 変更届

- 施設の名称変更
- 営業者住所の変更
- 法人の名称・事務所所在地・代表者の変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください。）
- 管理者の変更 等

必要書類

*変更届
*変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

◆ 承継承認申請

- 譲渡により営業者の地位を承継する。 ※ 事前手続き
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
※ 被相続人死亡後60日以内に 申請してください。
- 営業者（法人）が合併または、分割により承継する。
※ 事前に手続きを行う必要があります。

必要書類

*旅館業営業承継承認申請書 承継承認手数料 7,400 円

【譲渡の場合】

- *旅館業の譲渡を証する書類
- *譲受人の定款又は寄附行為の写し（譲受人が法人の場合）
- *登記事項証明書（譲受人が法人の場合） *申告書

【相続の場合】

- *戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
戸籍謄本の場合は、被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書が必要となります。
- *相続人全員の同意書（相続人が2人以上いる場合）
 - ・相続人の範囲：法定相続人
- *申告書
- 【合併・分割の場合】
- *定款又は寄附行為の写し *役員全員の申告書
- *履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

◆ 廃止(停止)届

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。